設定代行サービスの利用に関する規則

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

第１章　総則

第１条（本利用規則の目的）

設定代行サービスの利用に関する規則（以下、「本利用規則」という。）は、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）が提供する電子印鑑GMOサインの設定代行サービス（以下、総称して「本サービス」という。）の内容やその申込方法等について定めることを目的とします。

第２条（本利用規則と基本利用約款との関係）

１．　本利用規則で定めるもののほか、本サービスの利用に関する事項については、電子印鑑GMOサイン（以下、「基本サービス」という。）に係る電子印鑑GMOサイン利用約款（以下、「基本利用約款」という。）で定めるところによります。基本利用約款で特定の意味内容を定めた語は、本利用規則においてもそれと同一の語義において用いるものとします。

２．　基本利用約款で定める内容と本利用規則において定める内容とが矛盾抵触する場合には、後者の内容が優先して適用されるものとします。

第２章　本サービスの内容

第３条（本サービスの内容）

１．　当社は、基本サービスの有料プランを利用しているお客さまが、特に希望する場合に限り、基本サービスのオプションサービスとして、設定代行に関するサービスをお客さまに提供します。なお、その詳細は当社のウェブサイト又その他当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせします。

第４条（個人データの取扱いの委託）

１．　お客さまは、当社が本サービスを提供するうえで、お客さまが保有する個人データ（個人情報保護法第２条第６項に定める「個人データ」をいう。）を当社が取り扱う必要がある場合、当該個人データの取扱いを当社に委託（個人情報保護法第２３条第５項第１号に定める「委託」をいう。以下、本契約において同様。）し、当社はこれを受託するものとします。

２．　個人データ等の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録等の方法等は、個人データ等の安全管理の観点から、別途協議の上定めるものとします。

第５条（委託）

１．　当社は、自己の責任において、本サービスを提供するための必要な業務の全部又は一部を委託先に委託することができるものとします。

２．　当社は、本サービスを提供するために必要な範囲で、お客さまが当社に提供した機密情報（第７条に定義する。）を当該委託先に提供する場合があります。

第６条（お客さまアカウントへのログイン）

１．　当社（当社が作業を委託する第三者を含みます。）は、本サービスを提供するために必要な作業を行う場合に、お客さまアカウントへのログインを行うことができるものとします。

２．　当社は、前項のログインを行うことによってお客さまに生じた損害について、第１５条に定める範囲で責任を負うものとします。

第３章　情報の管理

第７条（秘密保持）

１．　当社は、本サービスを提供する上で、業務上の機密であることを明らかにしてお客さまから開示を受けた情報及び委託を受けた個人データ（以下、「機密情報」という。）を、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、第５条第１項に定める再委託先が本サービスの遂行上必要な最小限度において機密情報を取り扱う場合を除き、機密情報の内容を第三者に知らせ、又は本サービス提供以外の目的のために利用しません。また、本サービス提供に必要な範囲を超えて、機密情報の内容を複写し、複製し、若しくは翻訳しません。ただし、お客さまから書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。なお、お客さまの承諾を得て第三者に知らせる場合は、本規約で定める義務と同等の厳格な機密保持の義務（再委託先において、第８条に定める安全管理措置を講じることを含む。）を当該第三者に負わせるものとします。

２．　前項にかかわらず、当社は、法令又は証券取引所の規則により機密情報の開示を義務づけられたときは、必要な最小限度の範囲及び方法により、機密情報を開示することができるものとします。

３．　当社は、次の各号に掲げる情報については、本条１項の義務を負わないものとします。ただし、第３号及び第５号の情報については、不正の手段によりその情報を知った場合を除くものとします。

(1)　お客さまからその内容を知らされた時にすでに公に知られていた情報

(2)　お客さまから知らされた情報とは関係なく独自に開発又は発見した情報

(3)　お客さまからその内容を知らされた時にすでに知っていた情報

(4)　お客さまからその内容を知らされた後、公に知られるに至った情報。ただし、被開示者の過失により公に知られるに至った場合を除く。

(5)　お客さまからその内容を知らされた後、機密保持の義務を負うことなく第三者から知らされた情報

(6)　お客さまが、自らの情報について機密保持の義務を負わせることなく第三者に知らせた情報

(7)　法令又は証券取引所の定める規則により開示を義務づけられた情報

４．　当社は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、当社の指揮監督を受けて本サービスを提供する者をいう。役員と併せて、以下、「従業員等」という。）に対し、機密情報の取扱いに関して、本規約において自らが負担するのと同等の義務を課するとともに、従業員等及び従業員等であったものと連帯して責任を負うものとします。

５．　当社は、従業員等が退任又は退職する場合、当該従業員等に対し、退任後又は退職後においても前項に定める義務を遵守することに関する誓約書の提出を求める等、在任又は在職中に知り得た機密情報について、前項に定める義務を課すために合理的に必要と認められる措置を講じるものとします。

第８条（安全管理措置）

１．　当社は、本サービスの提供にあたり、委託された個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下、「漏えい等」という。）を防止するために必要な組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のための措置（以下、「安全管理措置」という。）を、その責任と負担において講じ、維持します。

第９条（管理、監督）

１．　当社は、前条に定める安全管理措置を徹底するため、本サービスの提供にあたり個人データ等の取扱いに関する管理責任者を定め、お客さまにお知らせします。管理責任者を変更する場合にも同様とします。

２．　当社は、本サービスの提供にあたり、実際に個人データ等を取扱う従業員等の範囲を、本サービスの提供に必要な最小限度に限定するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督を行います。

第１０条（本人に対する責任等）

　当社は、個人データによって特定される個人（以下、「本人」という。）から個人データの開示、訂正、追加若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人データの提供を要請された場合、速やかにお客さまに通知するものとします。

第１１条（監査）

お客さまは、当社における安全管理措置の実施状況を確認するため、当社に対して書面で事前に通知することにより、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができます。この場合、当社は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、お客さまの求めに応じるものとします。

第１２条（改善指示）

１．　お客さまは、前条による報告、資料の提出又は監査の結果、当社において個人データ等の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、当社に対し、安全管理措置の改善を要請することができます。

２．　当社は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善についてお客さまと誠実協議を行い、改善に向けた努力を行うものとします。

第１３条（事故発生時の対応）

１．　当社は、個人データの漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生するおそれがあると判断したときは、速やかにお客さまに報告します。このとき、当社は、事故の拡大又は再発を防止するために必要な措置を、直ちに講じるものとします。

２．　前項の場合において、当社が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって個人データを漏えい等された本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、お客さまと協議の上定めるものとします。ただし、当社は、個人情報保護法その他関連する法令の定めに基づいて必要な措置を行うものとします。

第３章　お客さまの義務

第１４条（協力義務）

お客さまは、当社が本サービスを提供するために必要な情報の提供その他当社の求めに応じて本サービス提供のために必要な協力を行うものとします。お客さまがかかる協力を行わない場合、これによってお客さまに生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

第４章　責任の制限

第１５条（責任の制限）

当社は、その責めに帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合には、お客さまに対してその直接かつ通常の損害を賠償するものとします。その賠償額は、サービス利用料金としてお客さまが当社に対して実際に支払った金額を限度とします。本条は、本サービスに関連してお客さまに生じた損害に対する当社の責任の一切を定めたものであり、当社は本条に定める以外、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第５章　料金

第１６条（料金の支払）

１．　お客さまは、本サービスの利用料金（以下、「利用料金」という。）を当社に支払うものとします。

２．　本サービスの利用及び利用料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。

３．　当社は、理由の如何を問わず、利用料金の減額及び返金をいたしません。お客さまとの協議により、本サービスの利用期間中に本サービスの内容に変更が生じた場合も同様とします。

第１７条（料金の支払時期）

１．　お客さまは、当社所定の日時及び方法で当社に対して利用料金を支払うものとします。

２．　お客さまが期限までに利用料金を支払わない場合には、お客さまはその期限の翌日から元本に対して民法が定める法定利率により算定した遅延損害金を当社に支払うものとします。

第6章　本サービスの利用期間及び終了等

第１８条（検査）

１．　当社は、お申込みいただいた本サービスの全工程を終了したときに、その終了をお客さまに報告します。お客さまは、前項の報告日から１４日以内にその内容の検査を行い、当社に対して検査結果を通知するものとします。検査が不合格であった場合には、当社は、直ちに修正した上、第２項に定める甲の検査を受けるものとします。

２．　お客さまは、前項の報告日から１４日以内にその内容の検査を行い、当社に対して検査結果を通知するものとします。

３．　検査が不合格であった場合には、当社は、直ちに修正した上、第２項に定める甲の検査を受けるものとします。

第１９条（契約不適合責任）

１．　本サービス提供にともなう成果物がある場合において、成果物に本規則に適合しないものがあったときには、お客さまは、当社に対して当該不適合の修補又は損害の賠償を請求できるものとします。

２．前項の契約不適合責任の存続期間は、前条第２項の検収日から１カ月とします。

第２０条（中途解除）

１．　お客さまは、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行うことによって、いつでも将来に向かって利用契約を解除することができます。なお、中途解除によっても利用料金の減額はありませんので、お客さまは、利用期間の途中で契約を解除する場合であっても、サービス利用料金の全額を当社に支払うものとします。

２．　当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で利用契約を解除することができるものとします。

⑴　本利用規則又は基本利用約款の定める義務に違背した場合。

⑵　破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。

⑶　当社に対し虚偽の事実を申告した場合。

⑷　風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害した場合。

⑸　前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。

３．　当社は、前項に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する解除までに要した費用の請求権及び損害賠償請求権を失わないものとします。

附則（２０２３年3月３１日実施）

本利用規則は、２０２３年3月３１日から実施します。

ver1.0